

審査基準

評価項目 【】は申請書との 対応	審査の視点	配点
製品の有用性 市場性 【2】	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に資する製品であるか。 ・製品の市場性を把握したうえで、製造・開発しているか。 	15
品質管理 【3】	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の安全性を確認する実証試験を行っているか。 ・製品の経年変化を確認する実証試験を行っているか。 ・製品の耐久性を確認する実証試験を行っているか。 ・耐久性を高めるための工夫（材料や部品の選定等）がされているか。 ・原材料の出荷元等での試験や検査をクリアしているか。 ・製造に関して、大気汚染や水質汚濁等への配慮が行われているか。 ・省エネ、省資源、資源循環等、環境への配慮が行われているか。 <p>（システム関係項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム想定規模での動作確認（模擬動作確認等）が行われているか。 ・セキュリティ対策（データ保護及び消失・漏洩防止等）が行われているか。 ・システムのバージョンアップにおいて、現契約者に対するサービス低下が起こらないように配慮しているか。 ・機器の故障その他不具合発生時でもサービスを途絶えさせない体制は整備出来ているか。 ・バグ等の発生に対処（パッチ提供等）する体制は出来ているか。 	30
リスク管理・メン テナンス体制 【4】	<ul style="list-style-type: none"> ・製品に関する事故等が発生した場合、解決できるよう保険加入等の措置が講じられているか。 ・取扱説明書等を作成し、安全に使用できる製品となっているか。 ・維持管理（メンテナンス）を考慮した製品となっているか。 ・メンテナンスに関する表記（部品の交換時期等）がされているか。 	15
県経済への 貢献度 【5】	<ul style="list-style-type: none"> ・製品に関する業務により、県内で雇用が発生しているか。 ・県内で、どの程度材料を調達しているか。 ・県内で、どの程度生産しているか。 ・他企業等への経済波及効果等があるか。 	10
製品の優位性 【6】	<ul style="list-style-type: none"> ・他社競合製品と比較した場合、価格の妥当性はあるか。 ・他社競合製品と比較した場合、優位性等はあるか。 ・他社製品の産業財産権（特許権等）の状況を把握しているか。 	10
生産・販売体制 【7】	<ul style="list-style-type: none"> ・生産・販売体制が確立されているか。 ・販売戦略が検討され、適正な販売見込みが計画されているか。 	10

知的財産 【8】	・特許権や実用新案権、意匠権等は所有しているか。 (取得している+5、出願している+3)	5
法令以外の国等が 定める基準等 【9】	・国(省庁)等が定める法令を除く基準等に適合しているか。	5

※各項目共通：記載内容に関する資料(データ等)が添付されているか。